

江戸川区立南小岩小学校 PTA 規約



令和2年6月18日改正

令和2年6月18日実施

南小岩小学校 PTA 規約

第 1 章 名 称

第1条 この会は南小岩小学校 PTA といい、事務所を南小岩小学校内に置きます。

第 2 章 目的と活動

第2条 この会は父母と教師が協力し、学校と家庭と地域において児童の健全な成長をはかることを目的として、次のような活動をします。

1. 父母と教師が、ともに児童の教育について学び、良い父母、良い教師となるように努める活動をします。
2. 児童の校外での生活について、多くの危険や悪影響から守るために、積極的に校外生活の指導を行います。
3. 学校教育を正しく理解し、教育活動に協力する活動をします。
4. その他この会の目的を達成するために必要な活動をします。

第 3 章 運営の方針

第3条 この会は次の方針に従って運営します。

1. 正しい教育のための純粋な民主的団体の立場を守ります。
2. 同じ目的の団体や機関と協力しますが、他からの支配や干渉は受けません。
3. 特定の政党や宗教にかたよらず、また、もっぱら営利を目的とすることはしません。
4. 学校の人事や管理運営には干渉しません。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会の会員は次のとおりです。

1. 正会員
 - (1) 本校に在籍する児童の父母、または父母に代わる保護者。
 - (2) 本校の教職員。
2. 賛助会員
この会の主旨に賛同する者。
ただし、入会は運営委員会にはかって決めます。

- 第5条 正会員は、1世帯につき月額400円の会費を納めます。
在学中の児童が複数いる家庭では、2人目以降の分として月額100円の会費を納めます。
ただし、特別の事情がある場合は免除されることもあります。
- 第6条 会員はすべて平等の権利と義務をもちます。
- 第7条 この会は総会の決定により顧問を置くことができます。
顧問には、必要に応じてこの会に助言を求めることができます。

第5章 役員

- 第8条 この会は次の役員を置きます。
会長1名 副会長若干名(T1) 書記若干名(T1) 会計若干名(T1)
- 第9条 役員の任期は1年としますが、再任は妨げません。また、補欠により就任した時は前任者の残存期間とします。
- 第10条 役員の任務は次のとおりとします。
1. 会長は、この会を代表し会務すべてをおさめます。
 2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその代行をします。
 3. 書記は、総会、運営委員会の議事や活動に関する重要事項を記録し、通信事務や書類の保管をします。
 4. 会計は、一切の会計事務を行い、この会の財産を管理します。
- 第11条 校長は各種会合に出席して意見を述べるすることができます。

第6章 会計監査役

- 第12条 この会の会計を監査するために、会計監査役2名以上(P)を置きます。
- 第13条 会計監査役の任期は1年としますが、再任は妨げません。
- 第14条 会計監査は年3回行い、必要に応じて臨時監査を行うことができます。なお、監査経過は必ず総会に報告することとします。
- 第15条 会計監査役は、各種会合に出席し、意見を述べるすることができます。

第7章 役員・会計監査役の選出

- 第16条 会長、副会長、書記、会計および会計監査役の選出は、選出委員会を設けて候補者を推薦し、総会で承認を受けます。
- 第17条 選出委員会は、運営委員会をのぞく学級委員会・成人委員会・広報委員会より各4名ずつ、教員1名、計13名で構成されます。
ただし、感染症予防や自然災害時などにより、学校が臨時休業で各委員会を立ち上げることができない場合は、役員より会員へ選出委員への就任依頼ができることとします。その場合は、人数は13名に達しないこともあります。

- 第18条 候補者は正会員の中から推薦するものとします。
第19条 候補者の推薦は、3月定期総会前までに行います。

第8章 委 員

- 第20条 この会に次の3つの委員会を置きます。
(1) 学級委員会 (2) 専門委員会 (3) 運営委員会
- 第21条 学級委員は、各クラスより選出された1名以上がなり、委員長1名、副委員長若干名を選出し、会長が委嘱します。さらに学年ごとに代表を1名選出します。
- 第22条 専門委員は、成人委員、広報委員、校外委員の3分野にわかれます。
- 第23条 専門委員は、各委員会（校外委員会を除く）とも各クラスより選出された1名以上がなり、委員会ごとに、委員長1名、副委員長若干名を選出し、会長が委嘱します。
- 第24条 校外委員の構成
1. 地区班は地域ごとに10世帯前後で構成します。
 2. 班長は2月末までに各班より1名選出します。
 3. 班長はこの会の校外委員となり、この中より委員長1名、副委員長若干名を選出し、会長が委嘱します。
 4. 地区長は2月末までに現地区長と新班長との協議によって選出します。
- 第25条 教職員は、役員を除き学級委員か各専門委員になり、うち1名をそれぞれの副委員長に選出し、会長が委嘱します。
- 第26条 運営委員会は役員、学級委員、各専門委員の正・副委員長で構成されます。

第9章 会 計

- 第27条 この会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてます。
- 第28条 会計は総会で決議された予算に基づいて行われます。ただし、追加予算や緊急に必要な場合は、運営委員会の承認を得ることとします。
- 第29条 会計の決算は、会計監査役の監査を経て定期総会に報告され、承認を必要とします。
- 第30条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第10章 会 議

- 第31条 この会を運営するために次の会議をもちます。
1. 定期総会
 2. 臨時総会
 3. 役員会
 4. 運営委員会
 5. 学級委員会
 6. 専門委員会 (①成人委員会 ②広報委員会 ③校外委員会)
- 第32条 これらの会議は出席者の過半数をもって議決します。
- 第33条 これらの会議は、総会を除いて会議を構成する者の3分の1以上の要求があれば、2週間以内に開くこととします。

第11章 総 会

第34条 総会は全会員で構成された最高決議機関で、会長が招集します。

第35条 定期総会は年2回開催します。

臨時総会は運営委員会が必要と認めた時や、会員の3分の1以上の要求があったときに開催します。

第36条 総会は会員の過半数の出席か委任状がなければ成立しません。

第37条 総会は次の事項を審議し決定します。

1. 事業計画に関すること。
2. 予算に関すること。
3. 次年度役員の選出に関すること。
4. 会務および決算に関すること。
5. 運営委員会で処理した事項に関すること。
6. 規約に関すること。
7. その他の重要事項。

第12章 運営委員会

第38条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、会長が招集します。

第39条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ議決することができません。

第40条 運営委員会は次の事項を審議し決定します。

1. 総会で議決された事項の運営に関すること。
2. 総会に提出する議案に関すること。
3. 補正予算、特別予算に関すること。
4. その他の緊急事項。

第13章 学級委員会

第41条 学級委員会は、担任と連絡や協力をし合い、児童の豊かで充実した学校生活をめざした活動を行います。

第14章 専門委員会

第42条 専門委員会は次の3部門とし、各専門委員により構成され、専門委員長が招集します。

1. 成人委員会は、会員相互の教養を高めたり、健康の増進や親睦をはかったりする活動を行います。
2. 広報委員会は、この会の活動についての報告をしたり、会員相互の意見や情報の交換をはかったりするために、広報誌を発行します。
3. 校外委員会は、児童の校外での生活指導にあたります。

第 15 章 細 則

第43条 この会の慶弔規定やその他必要な細則は別に定めます。

第 16 章 規約改正

第44条 この規約は総会で出席者の 3分の2 以上の賛成がなければ改正できません。 なお、改正案は総会の 1 週間以前に全員に知らせることとします。

細 則

1. 慶弔規定

祝い金	(1) 教職員結婚	5,000 円
	(2) 教職員出産 (第一子に限る)	5,000 円
見舞金	(1) 児童病気・ケガ (1 週間以上入院)	5,000 円
	(2) 教職員病気・ケガ (1 週間以上入院)	5,000 円
弔慰金	(1) 会員死亡	10,000 円と生花
	(2) 児童死亡	10,000 円と生花
	(3) 教職員家族死亡 (父母、配偶者及び子供)	5,000 円と生花

備考

(1) 災害その他特に必要があると思われるときは、役員会の議を経て規定以外でも贈ることができます。又、増額することもできます。

2. 表彰規定

(1) この会に特に功績のあった者に対しては、運営委員会の議を経て表彰することができます。

付 則

この規約は平成 13 年 4 月 1 日に施行。
令和 2 年 6 月 18 日より改正、実施します。